

## 1) 鳥居の執念

4年前の天保8年(1837)、大坂の元与力・大塩平八郎は、連年の飢饉で困窮した庶民のため、再三にわたって町奉行を通じて救済を建言、富商たちの救助金を求め、自分の蔵書売って救済の資金にあてたが、幕府が善処しないのを憤り、幕府政治を批判して兵を挙げた。しかし早期に鎮圧され、大塩父子は非業の死をとげた。

乱の関係者は江戸の評定所で審理されたが、鳥居は目付としてこれに参画し、最終的には庶民から救世主のごとく敬われた大塩を極悪非道の大反逆罪と断じて、塩詰めになっていた父子の死骸を大坂市中を引き回しの上礫に処した。その罪状書起草の中心となったのが鳥居である。

この厳しい処分は幕府内外の良識ある人たちから非難を受けたが、これが逆に幕閣の実力者・老中水野忠邦に認められるきっかけとなり、天保10年(1839)には高まる国防論から江戸湾調査、相州他の海岸巡検の正使に任ぜられた。この副使だった葦山代官の江川太郎左衛門は洋式兵学に通じ、蘭学研究(尚齒会)仲間の渡辺畢山、高野長英などと誼を通じていたから、彼らの助力で江川は鳥居の調査報告よりもはるかに正確で優れた図面を提出した。この妬みが言論弾圧事件「蛭社の獄」の伏線となる。

この「蛭社の獄」で蘭学者・洋学者弾圧に辣腕をふるい、幕閣の実力者の一人になっていた鳥居は、その後、水野忠邦の引き立てで東叡山御霊屋増修復御普請御用になり、天保12年には大御所家斉の葬儀の「御葬送御法事御用掛」、次いで「御勝手取締掛」を命じられるなど表舞台に立つようになっていた。

しかし、目付職で満足できない鳥居は町奉行職を目標にした。矢部がやったのと同様に現職町奉行の瑕疵を探し出し、町奉行を引きずりおろして自分が後釜に座ることを画策した。これが天保改革を推進していた老中水野の利害と一致した。実は天保改革を推し進める水野とそれを実際に下々に命じて実行する町奉行二人(北町奉行遠山左衛門尉と南町奉行矢部駿河守)との間に深刻な対立が生じていたのだ。

改革を急ぐ水野が矢継ぎ早に市中取締りの触れを出すよう町奉行に指示したが、遠山も矢部も反対意見を述べて町役人への伝達を拒んだり、伝達そのものを遅らせたりして抵抗した。特に対立が目立ったのは、

- |          |          |            |
|----------|----------|------------|
| 1、奢侈禁止令  | 2、寄席の撤廃  | 3、芝居小屋の所替え |
| 4、株仲間解散令 | 5、床見世の撤廃 | 6、人返し令     |

などである。

水野は「幕府の立て直しのためには江戸の町が衰退しても構わない」という改革の正論に

対し、町奉行の二人、特に遠山の意見は「江戸は繁華で賑やかな状態にしておかなければならない。市中が淋しくては御仁政の御趣意に反する」という俗論であった。

本来なら両奉行を更迭したいところであるが、水野は特に言うことを聞かない遠山を罷免したかった。しかし遠山は8月18日に江戸城内吹上御庭で行われた公事上聴で名裁きぶりを見せ、將軍をして「奉行たるべき者、左もこれ在るべき事」と言わしめ、名奉行としての評価が固まっている。

水野はまず矢部を罷免し、「言うことを聞かないとお前もこうなるぞ」と遠山に間接的な圧力をかけようと思っていた。

鳥居は水野の意を受けて矢部に照準を定め、その瑕疵探しをはじめた。正式の家来でないが本庄茂平次という男が居て、主にこの男に裏の探索をやれせた。

しかし矢部にはこのほかに取り立てて罷免の理由になるような瑕疵がない。むしろ名奉行と評価する向もあり、遠山とならび江戸市中でも評判が良い。

鳥居が眼をつけたのが、6月に南町奉行所で起きた刃傷事件である。これは奉行所の中の事件であるが、町奉行にはこれを裁く権限がない。直参同士の事件なの御家人を監察する目付の管轄となる。

鳥居が事件の背景を調べたところ、これが単なる同心同士の喧嘩ではなく、背景に5年前の御救米買付に関わる不正事件がある事がわかった。鳥居はお救い米事件に絞り込み、正式な家来でもない本庄茂平治達を使って精力的に裏調査させた。

一方、矢部は奉行就任後年番与力という奉行所の要にあった五郎左衛門の助けを借りなければ業務をスムーズに進められない事を知り、5年前のお救い米の事は穩便に済ませ、機会を見て五郎左衛門を「叱り」「謹慎」あるいは最悪の場合でも「お暇（いとま）」程度で済まそうと考えていた。

矢部にして見ればお救い米の件は自身が町奉行になるための方便で、無理にこのことで犠牲者を出す必要を感じていなかった。

だから奉行所内で起きた刃傷事件も真の原因を隠し「佐久間の乱心」で片つけようとしていた。

鳥居から見ると、5年前のお救い米買付は前任者の筒井が奉行の時の事である。矢部に直接の責任は問えない。しかし、鳥居はおそろべき作戦を立てた。

まず、お救い米事件を西の丸留守居役や小普請奉行の矢部が調べたのは「支配違い」とした。さらに町奉行に就任した後は事件の関係者を厳重に処罰すべきなのに逆に穩便に済まそうとして一貫性がないと攻めることにした。

鳥居は、「佐久間は乱心ではなく堀口を殺す理由があった」ということを世間に明らかにするため、本庄を使って佐久間の未亡人をたきつけさせ、老中への駕籠訴をやらせた。

こうして矢部を告発する報告をまとめ老中に提出した。普通ならとても町奉行を罷免

に追い込めるような内容ではない。しかし、この告発に水野が乗った。鳥居には更なる調査を命じておき、水野はこの事件を評定所審理に持ち込む手続きをはじめた。

鳥居は奉行所刃傷事件には直接関係していないが、事件の背景にあるお救い米買付けの担当者である五郎左衛門を取り調べることにした。

狙いの矢部はお救い米事件そのものには直接関係していない。あるとすれば前任者の筒井伊賀守の責任である。このネタで矢部を追求するにはまず、お救い米事件を何が何でも立証し、その上でその処理が適当でなかったと、矢部を追及するしかない。

あくまでも矢部を有罪にすることが目的であるが、そのためにはお救い米買付けの担当責任者であった五郎左衛門の罪状を明らかにしなければならない。

天保12年(1841)10月。五郎左衛門が牢屋敷に収監されると、鳥居は

「お救い米買付の折、御用達の商人から反物などの礼を受け取った。」

「天保8年(1837)に大坂へ出張した折に商人たちから餞別をもらった。」

などを上げ、五郎左衛門を責めた。この程度の賂あるいは礼金は当時の習慣として極あたりまえ、取るに足りないことは鳥居自身もわかっていた。

鳥居の狙いは矢部。矢部の罪を形成するにはお救い米不正事件、すなわちその担当責任者・五郎左衛門の罪を立証しなければならない。

鳥居はさらに、

一米の価格操作に本材木町の孫兵衛を加えてやり、礼金をもらった。

など罪状をでっちあげ、その口上書に署名捺印するよう五郎左衛門に迫った。だが、五郎左衛門は首肯せず、署名捺印もしない。

鳥居はあせった。五郎左衛門が獄死でもすれば「死人に口なし」でいかような口上書でも作れる。

「いっそのこと……。

こう思ったかどうかかわからない。立証する史料もない。

鳥居は五郎左衛門からお救い米買付けで不正があった事という自白、あるいは立証できないまま、矢部について次のような罪状をあげた。

1. 勘定奉行の間にこの事件を調べたのは権限外の「支配違い」である。
2. 町奉行就任後、不正事件を察知していながら寛大すぎる処置をした。
3. 南町奉行所内で起きた刃傷事件を内密に処理した。

これらを矢部の罪として水野に報告した。矢部を罷免するネタを欲しかった水野はこれを取り上げ、行動に出た。

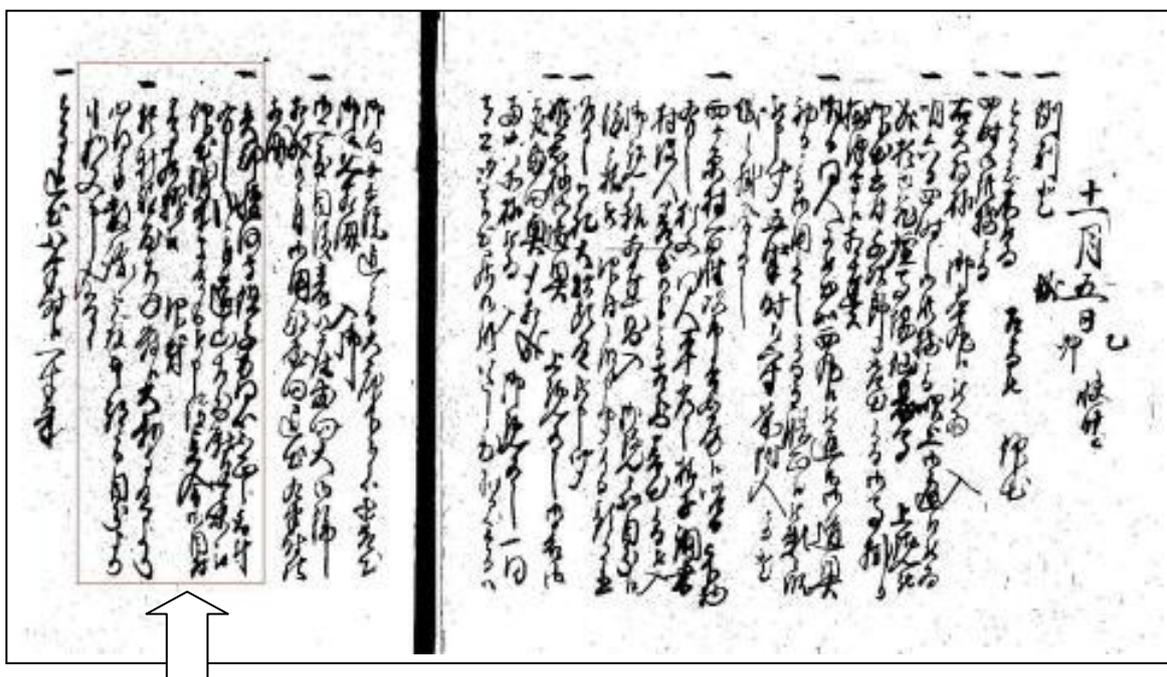
11月5日、奉行所刃傷事件の判決を申し渡した同日、北町奉行・遠山左衛門尉が城中に召され、事態が急速に動き出した。

## 2) 遠山金四郎の吟味

天保12年(1841)当時、新見伊賀守正路という旗本が將軍側近として御側御用取次を勤めていた。この人は非常に几帳面な人だったらしく、細々とした事まで克明に記した日記(新見正路日記 下写真)を残している。

この日記の11月5日の項に次のような記述がある。

- 一 矢部駿河守定謙組与力・同心不正の取り計らいこれ有る哉に付き、遠山左衛門尉吟味仰せ出さる。越前守殿(老中水野忠邦)より申し渡さる。立ち会いに目付鳥居耀藏仰せ付けらる。
- 一 新部屋に於いて左衛門尉へ大和守殿(側用人堀親塞)より心得方教諭致さる。その跡にて自分(新見正路)よりも猶又申し含め候



この日、北町奉行の遠山左衛門尉が城中に召され、老中首座の老中水野越前守から、南町奉行所与力同心の不正の疑いがあるという件についての吟味が命じられた。目付の鳥居耀藏も立会いを命じられた。

日記によればこの後、遠山は新部屋で側用人堀親塞から「心得方」について話があり、更に新見からも何やら申し含めたとある。

奉行所の与力は直参であり、直参旗本、御家人の監察は目付の管轄で、町奉行は支配違いである。しかしこの一件の吟味が何故遠山に命じられたのか、次のような理由があると考えられる。

1. お救い米買付には仙波太郎兵衛をはじめ商人、町人が多くかかわっているため、町奉行に委ねられた。
2. 南町奉行は実際に買付にあたった当事者であるため、北町の遠山に命じられた。

この立会いが鳥居耀蔵に命じられたのは目付という役柄から当然であったが、それまで鳥居が熱心に調査を続けており、矢部の容疑は鳥居が固めてある（でっち上げてある）から、遠山がこの方向で判決書を書くよう、水野が鳥居に立ち会いを命じた、と考えられる。鳥居が立ち会いを命じられたこと、これが矢部や五郎左衛門にとって不運だった。

この翌々日にも

—11月7日 遠山景元、将軍にお目通り

とあり、将軍（9代家慶）から何か指示を受けている。

町奉行所の5年前の出来事の吟味にしては、将軍までが直接に何事かを指図するという、尋常ではない動きが幕府内部で進行していた。

この指示を受けた遠山は、北町奉行所内の与力・同心を動員して、一件の取調を命じた。この時、北町奉行を支える年番方は谷村源左衛門と加藤又左衛門だった。谷村は飢饉の際、御救い小屋を共に運営した五郎左衛門の同役である。

この翌年の事であるが、年番与力の2人が奉行・遠山左衛門尉宛に、

—一件の取調、吟味にあたった与力、同心に対して先例の通り褒美を与えたい

という伺い書が出ている。この史料（旧幕府引継書の中の「天保撰要集」天保13年5月）によれば、一件の吟味にあたったのは吟見方与力東條八太夫、中島嘉右衛門、渡辺三郎兵衛、秋山久蔵の4人、その下役として同心10人が働いたことが記されている。

またこの史料には

—11月5日に下命があってから急速に取調をするよう命じられ、同じ奉行所の主だった役目の者の並々ならぬ取調なので、ごく内密に進めるよう指示があった。又目付の鳥居耀蔵が「お陰聞き」していたので係の者は緊張して取調べにあたり、30日間、毎日早朝に出勤、深夜まで取調べを行い、一件落着した。

とある。また、これを受けて遠山左衛門尉から水野越前守にあて、一件の吟味にあたった与力同心に褒美を与えたいという伺い書が提出されているが、この中にも

—急速に取調べるよう命じられたが、事実が判明しない内に当人が病死してしまい、多くの人数が入り組んでいるのに、年内に仮口上書、口書のまま上の内意を伺ったところ、評定所の審理になり・・・

とある。

北と南、組は違うが同じ奉行所の与力同士、日常も公私にわたり種々の付き合いがあった年番方与力の五郎左衛門を北町の与力・同心がどのように取調を進めたか興味深い。

この吟味役の一員となった中島嘉右衛門は、10日も遅れて11月15日から吟味に参加している。中島は三州田原に蟄居していた渡辺華山が自殺したという報を受け、10月26日

から現地へ検使に出張していたからだ。中島は渡辺崋山の取調べの主任だったから、崋山の顔を良く知っていたため、検使に選ばれた。

中島はこの田原への出張旅行を「三州日記」に残しているが、この中で五郎左衛門を取り調べる係に任命された経緯を次のように記している。

検使を無事終了した中島は、その帰途、11月12日に小田原で昼休みを取ったところ、留守宅からの書状を宿役人から受け取った。とにかく一日も早く帰府するようという内容で理由は書かれていない。「何事か？」胸騒ぎがして明日は神奈川泊の予定であったが、川崎まで足を延ばす事を決め、その手配をした。

翌日、神奈川宿に着いたところに入りの町人が迎えに来て、去る申年の飢饉の節、お救い米の取扱に不審の点があり、一件に関わった大勢が牢に入れられ、仁杉五郎左衛門も揚屋入りしたという。前日の書状の意味がやっと分った。自分に関わる事でないとわかり安心した。

14日、江戸に着き、奉行の遠山に会うと、田原出張のねぎらいの後「お救い米一件、5日より吟味が始まっているので直ちにこの吟味に加わるよう」という指示があり、夕方7ツ時頃役所を出て帰宅した。

この三州日記は後に翻刻されているが、何か所も「伏字」になっている。これは明治になって結成された奉行所の与力・同心およびその子孫の親睦会「南北会」の幹事であった仁杉家への遠慮だと思われる。

### 3) 評定所の審理

北町奉行所での吟味が始まって約1ヶ月、ようやく吟味の結果がまとまり、12月17日に水野忠邦が御側取次を通じて将軍に次のような伺い書を提出している。

一去る天保7年、諸国不作のため、町人共より立替金を出させ、この金でお救い米を調達させた際、不正の取計いをした町奉行所与力・同心共、およびこの責任者である矢部駿河守、筒井紀伊守の「如何の取り計らい振り」の吟味について、別紙遠山左衛門尉の報告があるので、本件を評定所で審議させるべきでしょうか、また、そうであれば、審議を寺社奉行松平伊賀守忠優・大目付初鹿野美濃守信政・北町奉行遠山左衛門尉、御目付鳥居耀蔵に指示しましょうか。

あくまでも「哉」をつけての伺いの形をとっているが、これに将軍から「伺いの通りたるべく」という承認が出て、一件はいよいよ北町奉行所から評定所の場を移した。

取調に積極的でない水野だったが、とにかく報告が出て来たので、12月17日、これを評定所で審理するよう命じた。取調そのものも評定所の審理も鳥居が主になって進めた。

12月20日、水野は評定所の詮議結果をもって矢部を罷免する事を決め、将軍の裁可を求めた。これが将軍によって裁可され翌21日、矢部に罷免が言い渡された。

本当は遠山を罷免したかったがそれができないため矢部に矛先を向け、町奉行の座に強い

野心を持つ鳥居が作った筋書きに水野が乗ってしまったのだ。水野と鳥居の利害が一致したのだ。

徳川実記に次のように記されている。

一町奉行矢部駿河守おぼしめす旨ありて職ゆるさる

矢部罷免の理由はこの時点では明らかにされず、ただ「思召しこれ有り」だけであった。この言葉は幕府が役人を罷免するときの常套句である。矢部はまさに「でっち上げ」の咎で町奉行を罷免された。

その翌日、水野は矢部の後任として鳥居を充てたいという人事案を将軍に提出したが、将軍と老中の間の取次をする御側衆の新見正路から

一御考え遊ばされ候に付き、伺書御預かり仰せ付けらる

という回答があり、鳥居の町奉行任命は即座には裁可されなかった。

しかし、結局5日後に将軍の裁可が降り、奉行所は既に年末の休みに入っていた12月28日、鳥居が南町奉行に任命された。同時に鳥居は甲斐守に任じられた。甲斐守は鳥居家の祖先が甲斐谷村城主だったことに因んだといわれ、鳥居の願望をいれて任命された。

ここに矢部を失脚させ奉行の座から追い落とし、自らがその後任になるという鳥居の野望が完成した。

鳥居は町奉行に就任すると水野改革の忠実な実行者として過酷な市中取締りを進め、江戸町民から「妖怪」と呼ばれて蛇蝎のように嫌われる存在となった。

「妖怪」は鳥居耀蔵の「耀」と「甲斐=かい」をかけて「耀甲斐(ようかい)」から転じての綽名である。

#### 4 獄死

五郎左衛門は、この揚屋と呼ばれる牢舎に10月上旬頃に収監され、年を越すまで約3ヶ月間過酷な環境の中での生活を強いられた。

旧暦の10月から12月といえは厳冬期。天保12年の冬は例年に比べてことのほか寒かったようだ。12月17日には江戸にも3尺(約1メートル)の雪が降ったという記録がある。

暖房もない厳冬の牢屋敷は過酷な環境であった。寒さだけでなく食事は粗末、日光もあたらない薄暗い部屋の中で体を動かす事もなく、病気になってもろくな手当ても投薬もなく、むしろ牢内で長生きするほうが珍しいというほど劣悪な環境である。

こうした環境の悪い牢屋で過ごした五郎左衛門は正月10日に獄死する。獄死した日付について牢屋敷の方の記録は見つかっていない。しかし仁杉家の過去帳には天保13年正月10日没とある。



一方、幕閣の中で老中部屋と将軍の間の書類や命令の取次ぎをしていた御側御用取次新見正路という人が詳細な日記を残しているが、この正月 13 日の項に

「鳥居甲斐守組元与力仁杉五郎左衛門揚り屋に於いて病死の儀申し上げ書付」という書類が老中から将軍に提出されたと記録されている。

将軍がどれほど関心を示し、その裁可に自分の意思を表明するかは別として、遠島以上の判決は将軍の裁可が必要とされ、刑が執行されればそれも報告される。

13 日に将軍に報告されたという記録と、10 日に死亡という過去帳の記録には矛盾はないので、この正月 10 日を五郎左衛門死亡の日として考えてよさそうである。

牢屋敷で死亡する人は多い。天明から文化期までは年あたり 30 人から 90 人だった牢死者が、文政期以降は 130 人から 230 人に増えている。（嘉永撰要類集）

それにしても入牢から 3 ヶ月で病死というのはあっけなさすぎる。鳥居が町奉行に任命された直後に五郎左衛門が突然の獄死を遂げたのだ。この不自然さがいくつかの著作で毒殺を示唆するような表現になる所以である。

三田村鳶魚の著作や多くの小説でも毒殺が示唆されている。

高橋義夫の小説「天保世直し廻状」は、天保時代の鳥居、矢部、水野などによる政争を描いているが、投獄された五郎左衛門がお救い米に関わる事情を一番良く知っており、もし再審などがあれば何をしゃべるか判らないので、「死人に口なし」とばかり、牢役人に因果を含めて、一服盛って毒殺させたのではないかとしている。

念願の町奉行になった鳥居は、既に他家お預けの身であった矢部を容赦せず、更に追求し、お救い米買付事件から実に 7 年後の天保 13 年 3 月 21 日になって、矢部駿河守に蟄居、桑名藩主松平和之進にお預けを命じ、これで矢部家は改易となった。

矢部は失意のうちに桑名藩お預けとなり、まもなく断食して自から死を選んだ。

五郎左衛門は既に牢獄の中で病没していたが、それを生前にさかのぼって有罪とした。

当時の倫理観ではたいした罪とは思えない罪状が、幕府上層部の権力争いや政争の具にされ、五郎左衛門は「天保の露」と消えた。55 歳だった。

小説などでは、この五郎左衛門の獄死を鳥居耀蔵の指示による毒殺あるいは刺殺とするものが多いが、当然ながらこれを証明する史料はない。